

○松本市多文化共生推進協議会設置要綱

平成23年10月12日

告示第464号

改正 平成24年7月9日告示第399号

平成26年7月11日告示第298号

令和3年3月31日告示第164号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市多文化共生推進プラン（以下「推進プラン」という。）の進行管理及び多文化共生に関する調査、研究等を行うため、松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 推進プランの進行管理に関する事項
- (2) 多文化共生に関する調査、研究及び施策の提言に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 外国人を採用している市内に所在する企業の関係者
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民であって本市に住所を有する者
- (5) 公募者（本市に住所を有する者に限る。）
- (6) 行政機関の関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民自治局平和人権共生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。